

令和4年度第1回労使間意見交換会

議 事 要 旨

1 日 時：令和4年9月15日（木）9：58～11：34（96分）

2 会 場：秘書課研修室（本館7階 ドアNo.772、774、776）

3 出席者：

農林水産省	河 南 健	大臣官房秘書課長
同	押 切 光 弘	大臣官房予算課長
同	横 田 正 明	大臣官房地方課管理官
同	久 保 牧衣子	大臣官房 みどりの食料システム戦略グループ長
同	玉 原 雅 史	大臣官房統計部管理課長
同	平 中 隆 司	消費・安全局総務課長
同	高 山 成 年	輸出・国際局総務課長（第1部）
同	石 橋 広 行	輸出・国際局総務課管理官（第2部）
同	高 橋 一 郎	農産局総務課長
同	平 山 潤一郎	経営局総務課長
同	神 田 宜 宏	農村振興局総務課長
同	高 松 義 昭	農林水産技術会議事務局研究調整課 管理官
同	大 竹 武 司	林野庁林政課管理官
同	池 田 透	水産庁漁政課管理官
同	三 宅 建 史	大臣官房秘書課人事企画官
全農林労働組合中央本部	渡 邊 由 一	書記長
同	村 上 嘉 則	財政局長
同	立 花 賢 司	組織教宣部長
同	関 真 寿	調査交渉部長（非現業担当）
同	轟 政 浩	調査交渉部長（独法担当）

（三宅秘書課人事企画官）

ただいまから、令和4年度第1回労使間意見交換会を開催する。

開会に当たり、河南秘書課長から今回の労使間意見交換会の趣旨について説明する。

（河南秘書課長）

本日は、「令和5年度農林水産予算概算要求の概要」と「令和5年度組織・定員要求」を議題として労使間意見交換会を開催する。

いずれの議題も重要な案件であり、有意義な意見交換としたいので、御協力をお願いする。

(三宅秘書課人事企画官)

本日は2つの議題があるため、2部構成で実施することとしたい。

本日の配付資料は、第1部の資料として「令和5年度農林水産予算概算要求の概要」、第2部の資料として「令和5年度組織・定員要求について」である。

これらの資料については、議事要旨とともに農林水産省ホームページと職員掲示板に掲載するので、予め承知願いたい。

それでは、まず、「令和5年度農林水産予算概算要求の概要」について、意見交換を始める。

まず、第1部の出席者を紹介する。

当局側として、河南秘書課長、押切予算課長、久保みどりの食料システム戦略グループ長、玉原統計部管理課長、平中消費・安全局総務課長、高山輸出・国際局総務課長、高橋農産局総務課長、平山経営局総務課長、神田農村振興局総務課長、高松農林水産技術会議事務局研究調整課管理官、大竹林野庁林政課管理官、池田水産庁漁政課管理官、それに秘書課人事企画官の三宅である。

職員団体側として、渡邊書記長、村上財政局長、立花組織教宣部長、関調査交渉部長（非現業担当）、轟調査交渉部長（独法担当）である。

それでは、「令和5年度農林水産予算概算要求の概要」について、押切予算課長から説明させていただく。

(押切予算課長)

令和5年度農林水産予算概算要求について説明する。

まず、白本の4頁「概算要求の骨子」を御覧いただきたい。

概算要求の総額は対前年度比117.7%の2兆6,808億円としており、予算総額のうち、公共事業費は117.6%の8,213億円、非公共事業費は117.7%の1兆8,595億円としている。

5頁は公共事業費の一覧である。

農業農村整備、林野公共、水産基盤整備について、対前年度比118.4%の要求額としている。

続いて、概算要求のポイントを説明する。6頁を御覧いただきたい。

国土強靱化、TPPのほか、食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費については、事項要求とし、予算編成過程で検討することとしている。

その上で、シーリングの枠内の要求について、9つの柱立てで整理している。

6頁から12頁の「1 生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施、需要拡大の推進」については、品目ごとの生産性向上や販売力強化の取組の支援等に必要な予算を要求している。

13頁から15頁の「2 2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出

力強化、食品産業の強化」については、マーケットインによる海外での販売力の強化を図るため、輸出先国での支援体制の強化等に必要な予算を要求している。

16 頁から 19 頁の「3 環境負荷低減に資する『みどりの食料システム戦略』の実現に向けた政策の推進」については、持続可能な食料システムの構築に向け、環境負荷軽減の取組の推進に必要な予算を要求している。

20 頁から 21 頁の「4 スマート農林水産業、eMAFF 等によるデジタルトランスフォーメーションの推進」については、スマート農業の開発・改良・産地支援等に必要な予算を要求している。

22 頁の「5 食の安全と消費者の信頼確保」については、飼養衛生管理の強化や重要病害虫の侵入防止・まん延防止等に必要な予算を要求している。

23 頁から 25 頁の「6 農地の効率的な利用と人の確保・育成、農業農村整備」については、農地の集約化に向けた地域計画の策定と、その実現に向けた取組の推進、新規就農者の育成・確保、農地の大区画化・汎用化等に必要な予算を要求している。

26 頁から 28 頁の「7 農山漁村の活性化」については、デジタル技術を活用した農山漁村の課題解決の支援や鳥獣被害防止対策等に必要な予算を要求している。

29 頁から 31 頁の「8 カーボンニュートラル実現に向けた森林・林業・木材産業によるグリーン成長」については、木材加工流通施設の整備、路網の機能強化等の総合的な支援や森林整備事業などの公共事業等に必要な予算を要求している。

32 頁から 35 頁の「9 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化」については、資源調査・評価の充実や、沿岸漁業、沖合・遠洋漁業の競争力強化等に必要な予算を要求している。

以上が、令和 5 年度概算要求に係る説明である。

（渡邊書記長）

9 月 5 日に財務省が公表した 2023 年度一般会計概算要求・要望額等では、各省庁の総額が 110 兆 484 億円と 9 年連続で 100 兆円を超え、過去最大であった前年度に次ぐ規模となっており、事項要求としての新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費を加えれば、最終的な予算規模はさらに大きくなると想定される。

今ほど、農林水産予算概算要求の骨子とポイントについて説明があったが、今回の農林水産省の要求は、食料安全保障の強化、「みどりの食料システム戦略」の推進、農林水産物・食品の輸出促進等の農林水産行政を巡る諸課題への的確な対応をはじめとする農林水産行政の着実な推進、各所管独立行政法人における第 5 期中長期目標・計画等の推進、農林水産施策の推進と一体的な事務・事業の実施など法人の使命と役割が達成できる体制の継続・確保と、それを支える組合員の雇用と労働条件の確保に必要な予算となる。

私からは以上を申し上げ、今回の概算要求の内容について、それぞれ担当より伺う。

（関調査交渉部長）

まずは、「総論」についてである。

「令和５年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとされている中で、農林水産予算概算要求の総額は対前年比 117.7%となっているが、人件費予算などの義務的経費は十分な要求となっているのか。

なお、超過勤務手当については、人員不足による慢性的な超過勤務実態の中で、災害対応を含め突発的な業務が発生した場合においても対応できる十分な要求となっているのか。特に、今年から過去の超過勤務実態を踏まえた要求に変更されたとして、地方農政局が９時間、北海道農政事務所が８時間に時間数が見直されているが、十分な要求となっているのか。併せて、業務遂行に必要な旅費、庁費などは、十分な要求となっているのか。

さらに、フルタイムを含む再任用に必要な人件費予算を要求しているのか。

（押切予算課長）

義務的経費は、前年度から 1,043 億円増の 7,222 億円を要求している。

また、超過勤務手当予算、旅費、庁費等については、超過勤務の実態等を踏まえ、必要な予算を要求している。

さらに、フルタイムを含む再任用に必要な人件費についても、実態を踏まえて必要な予算を要求している。

（関調査交渉部長）

「基本方針 2022」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」等を踏まえた重要な政策について、「重要政策推進枠」を措置するとしているが、農林水産省における具体的な要望額はどのようになっているのか。

（押切予算課長）

農林水産関係の要求総額 2 兆 6,808 億円のうち、「重要政策推進枠」に当たる要望額は 4,980 億円である。

その内容は、「人への投資」にあたる「新規就農者育成総合対策」や「GXへの投資」にあたる「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」などである。

（関調査交渉部長）

「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に係る経費、「総合的な TPP 等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費、食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費については、予算編成過程で検討するとしているが、いつ頃とりまとめるのか。また、その予算規模や特徴など、どのように考えているのか。

（押切予算課長）

国土強靱化対策や食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費については、今後の政府・与党内の議論を踏まえ、また、TPP等を踏まえた経費については、これまでの実績の検証や協定の発効後の動向等を踏まえ、それぞれ、今後検討されていくものである。

このため、取りまとめの時期や予算規模等は現時点で見通せる段階にないが、機会を逃

さず、必要な予算の確保に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長）

生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施、需要拡大の推進についてである。

経営所得安定対策について、地方農政局・北海道農政事務所、県域・地域拠点の経安業務の見直しが行われているが、事務・事業に必要な旅費、庁費、特に非常勤職員の雇用経費等は確保できているのか。

また、農業再生協議会の役割が重要となっているなかで、農業再生協議会が円滑に事務・事業を推進するための経営所得安定対策等推進事業費等は十分確保できているのか。

（高橋農産局総務課長）

経営所得安定対策について要求額が減少しているのは、主にナラシ対策の所要額が減少したことによるものである。

地方農政局・北海道農政事務所、県域・地域拠点や農業再生協議会が円滑に事務・事業を遂行できるよう、旅費、庁費及び経営所得安定対策等推進事業費については、昨年と同様に必要額を確保してまいりたい。

なお、事務の効率化に向けて、拠点から本局への業務移管も含め、検討を進めているところである。

（関調査交渉部長）

2030 年輸出 5 兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化、食品産業の強化についてである。

輸出環境整備推進事業では、規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化及び輸出手続の円滑化、利便性の向上を行うとして予算を増額しているが、地方農政局、北海道農政事務所、県域・地域拠点及び植物防疫所・動物検疫所並びに漁業調整事務所が行っている輸出農産物の証明書発行業務に変更はあるのか。

また、地方農政局、北海道農政事務所では、輸出証明書に加え、2022 年 7 月から衛生証明書の審査等の業務を行っているが、業務に必要な旅費、庁費、特に非常勤職員の雇用経費等は確保されているのか。

（高山輸出・国際局総務課長）

輸出証明書の発行業務は、令和 2 年 4 月 3 日の農林水産物・食品輸出本部決定である「農林水産物及び食品の輸出促進に関する基本方針」において、輸出先国が食品衛生当局の対応を求める場合又はと畜場、食鳥処理場、酒若しくはたばこに関するものを除き、農林水産大臣が行うこととされている。

これに基づき、輸出先国の了承が得られたものから、順次、証明書発行業務を厚生労働省等から当省へ移管してきており、本年 7 月からはベトナム向け水産食品、台湾向け貝類に係る衛生証明書について、審査と交付業務を地方農政局等で、交付業務を県域・地域拠点において実施していただいているところである。

現時点で、更なる業務移管は予定していないが、輸出先国が新たに証明書の発行を求める場合もあり、新たな案件が発生した場合には、前広に情報提供させていただく。

また、衛生証明書の審査業務等については、必要に応じて、非常勤職員の雇用経費等を配分することとしている。

（轟調査交渉部長）

環境負荷低減に資する「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた政策の推進についてである。

みどりの食料システム基盤農業技術のアジアモンスーン地域応用促進事業について、国際農研はどのような役割となっているのか。また、農研機構についても、研究推進の一翼を担うのか。

（高松農林水産技術会議事務局研究調整課管理官）

本事業は国際農研を実施主体としており、国外の様々な研究機関や大学、国際機関等と提携している国際農研のネットワークを活用し、農研機構を始めとする国内の研究機関、大学等とも連携しつつ、著名な科学者による助言機関「国際科学諮問委員会」の開催と技術情報の収集分析と発信を行う「みどりの食料システム国際情報センター」の設置やアジアモンスーン地域での国際共同研究の実施を行うものである。

また、農研機構には、国際農研の行う技術情報の収集にご協力いただくとともに、国際共同研究の実施に際し、研究テーマに応じて参画いただき、国際農研と連携して研究を進めていただくことを考えている。

（轟調査交渉部長）

ムーンショット型農林水産研究開発事業について、昨年度から大幅な増額要求となっており、農研機構・生物系特定産業技術研究支援センターに基金を設置するとしているが、生物系特定産業技術研究支援センターの業務量も大幅に増加するのか。本事業を円滑に推進するために必要な推進事務費は確保されているのか。

（高松農林水産技術会議事務局研究調整課管理官）

これまで当初予算では、令和元年度補正予算及び3年度補正予算で造成した基金の事業推進に必要な推進事務費を計上してきたところである。

令和5年度概算要求においては、ムーンショット目標5の実現に向け、昨今の食料・資材調達環境の悪化を踏まえ、新たな課題である食料安全保障の強化に対応するために研究開発費の増額を行うものである。

また、生物系特定産業技術研究支援センターの業務量については、現時点ではプロジェクトの規模等が明らかではないことから想定することは困難であるが、事業を円滑に遂行できるよう推進事務費の確保に努めてまいりたい。

（轟調査交渉部長）

「知」の集積と活用場によるイノベーションの創出では、本事業及びスタートアップへの総合的支援についても予算が増額となり、生物系特定産業技術研究支援センターの役割が重要となるが、本事業を円滑に推進するために必要な推進事務費は確保されているのか。

（高松農林水産技術会議事務局研究調整課管理官）

「知」の集積と活用場によるイノベーションの創出のうち、イノベーション創出強化研究推進事業は、事業実施期間5年間の課題等を踏まえ、研究成果の社会実装を強化する

ために事業内容を自主的に見直し及び政府全体としてのスタートアップ支援策の強化を受け、増額したものである。また、イノベーション創出強化研究推進事業、オープンイノベーション研究・実用化推進事業及びスタートアップへの総合的支援の執行を一手に担う生物系特定産業技術研究支援センターの役割は大変重要と考えており、同センターの資金配分機関としての機能強化の他、新規要求しているオープンイノベーション研究・実用化推進事業及び増額要求しているスタートアップへの総合的支援の執行を円滑に推進できる推進事務費を要求しているところであり、予算の確保に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長）

みどりの食料システム戦略推進総合対策について、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援するとして大幅に増額要求されているが、各地域での推進をする上で、地方農政局、北海道農政事務所、県域・地域拠点の位置づけは重要であると考えているが、どのような関わりとなるのか。

（久保みどりの食料システム戦略グループ長）

みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりは、本省直接の補助金・委託費として 5.69 億円を要求している。

これらのメニューは、消費者の行動変容を促すための制度の設計や運用改善に向けて調査・分析・実証等を行うものであることから、事業を通じて得られた成果については、地方農政局等を通じて現場に普及等を行っていただくことを考えている。

また、みどり交付金は消費者理解の醸成等の取組を支援できるメニューも設けていることから、地方農政局等には、地方自治体や協議会とも連携しつつ、環境負荷低減の取組及びその価値に対する関係者の理解が広がるよう、周知等の活動をお願いしたい。

（轟調査交渉部長）

スマート農林水産業、eMAFF 等によるデジタルトランスフォーメーションの推進についてである。

スマート農業の総合推進対策では、スマート農業の社会実装を加速するため、必要な技術開発・実証やスマート農業普及のための環境整備等に取り組むとして増額要求をしているが、どの事業がどれだけ増加したのか。また、大幅な増額要求に伴い、地方農政局、北海道農政事務所、県域・地域拠点の関わりに変更はあるのか。

スマート農業の総合推進対策では、スマート農業の社会実装を加速するため、農研機構が中心的な役割を果たしているが、WAGRI の運用予算や推進事務費も含めて、十分な予算額となっているのか。

また、スマート農業加速化実証プロジェクト等については、事業期間が 2022 年度までとなっていたが、2025 年度末までの本事業の内容はどうなっているのか。その中で、農研機構はどのような役割を担うのか。

（高松農林水産技術会議事務局研究調整課管理官）

スマート農業の総合推進対策については、世界の食料需給等をめぐるリスクの顕在化やウクライナ危機等による資材・肥料価格等の課題解決に資するスマート農業技術の実証、開発・改良を約 27 億円で新規要求しているほか、データ駆動型農業の実践・展開支援事業等を一部拡充している。

なお、新規要求部分については、これまでの実証事業や開発事業と同様に農研機構を通じた、民間、団体等への提案公募型の事業を想定しており、地方農政局、北海道農政事務所及び県域・地域拠点については、これまで同様に公募の際の周知等をお願いすることとしており、関わりに変更はない。

また、スマート農業の総合推進対策のうち社会実装の推進のための分析・検証・情報発信において農研機構が社会実装の推進を行うために必要な経費を 13 億円の内数で要求している。

WAGRI については、運営主体である農研機構が、会員からの利用料による自立運営を目指していると聞いている。

当面の対応として、農林水産省としては、WAGRI の運用予算等も含めた農研機構の運営について必要な予算に関して運営費交付金の中で手当てしているところである。

「環境保全型スマート農業技術等の実証」及び「次世代スマート農業技術・改良・実用化」については、世界の食料需給等をめぐるリスクの顕在化やウクライナ危機等による資材・肥料価格等の課題解決に資するスマート農業技術の実証、開発・改良を行うものである。各事業の中で農研機構が担う役割については、スマート農業加速化実証プロジェクトと同様にこれまでのノウハウを活かして実施主体として取り組んでいただくことを想定し、開発部分は生物系特定産業技術研究支援センターが資金配分機関として支援する役割を担うことを考えている。

（関調査交渉部長）

食の安全と消費者の信頼確保についてである。

家畜衛生等総合対策について、国内外で、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の発生が続くなか、家畜の伝染病疾病の発生予防・まん延防止の要求額が微増となっているが、国内で増加している豚熱や高病原性鳥インフルエンザの防疫業務に支障は来さない要求となっているのか。

（平中消費・安全局総務課長）

現時点において、令和 5 年度に手当金等の交付が大幅に増大するような事態は予測できないことから、例年並みの額を要求している。

なお、本経費は、必要額が予算を超える状況となった場合、財務大臣の決定により予備費の使用が可能とされている。

（関調査交渉部長）

家畜衛生等総合対策について、動物検疫所において水際での検疫措置の徹底を図っているが、検疫業務を円滑に実施するための非常勤職員等の雇用経費は確保できているのか。

検疫探知犬については、この間 140 頭体制を維持するとの見解が示されているが、今後は配置場所の変更等を含めどのように活用するのか。

（平中消費・安全局総務課長）

水際での徹底した検疫措置を図るための補助員等の確保に向け、必要な人件費を要求しているところである。また、検疫探知犬については、引き続き 140 頭体制を維持しつつ、海外での疾病発生状況、国際郵便物や国際線の到着状況等のリスクに応じ適切に配置して

まいりたい。

（関調査交渉部長）

植物防疫官の検査を補助する職員を活用するとして、植物防疫所郵便物検査強化対策費が要求されているが、現場実態を踏まえた必要額が計上されているのか。

また、植物防疫法改正に伴う業務見直しを踏まえた要求となっているのか。

（平中消費・安全局総務課長）

外国来郵便物の検疫強化に伴う作業等を補助する非常勤職員等の予算については、今年度の業務状況を踏まえた上で必要な予算を要求している。また、植物防疫法改正に伴う業務見直しを踏まえ必要な経費を要求している。

（関調査交渉部長）

消費・安全対策交付金について、大幅な増額要求となっているが、どの事業が、どれだけ増額したのか。また、その理由は何か。さらに、地方農政局、北海道農政事務所、県域・地域拠点、植物防疫所、動物検疫所は、増額要求に伴い業務内容や業務への関わりに変更はないのか。

（平中消費・安全局総務課長）

重要病害虫の特別防除等として 12 億円、総合防除の推進に要する機器の整備として 2 億円、家畜保健衛生所における必要な機器整備支援などの家畜衛生の推進として 2 億円が増額となっているが、全て都道府県に対する交付金であり、今回の増額に伴う、地方農政局及び北海道農政事務所が行う業務内容の変更はない。

また、県域・地域拠点、植物防疫所、動物検疫所の業務への関わりに変更はない。

（関調査交渉部長）

農地の効率的な利用と人の確保、育成、農業農村整備についてである。

地域計画策定推進緊急対策事業について、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援するとして新規要求されているが、地方農政局、北海道農政事務所、県域・地域拠点の関わりはどのようなになるのか。

（平山経営局総務課長）

地域計画策定推進緊急対策事業は、令和 4 年度予算「人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業」と同様のスキームで要求しており、農業者等による話し合いを踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を促すため、都道府県、市町村・農業委員会の取組を支援する事業の流れとなっている。都道府県を交付先としていることから、地方農政局・北海道農政事務所において交付事務を行っていただくことを想定している。

また、地方農政局等及び県域・地域拠点には、本事業の現場への周知や案件形成に協力をお願いしたいと考えており、地方課とも連携しながら、情報共有に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長）

新規就農者育成総合対策について、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため経営発展の支援、資金面の支援に取り組むとして増額要求されているが、地方農政局、北海道農政事務所、県域・地域拠点の関わりに変更はあるのか。

（平山経営局総務課長）

令和5年度は、事業の大枠を継続しつつ、新規事業の新設及び一部事業メニューの拡充を行っているところである。継続部分についての地方農政局等の関与は今年度と同様である。また、新規・拡充部分のメニューの一部については、継続事業の効率化も検討しつつ、地方農政局等に事業計画の審査・承認を対応していただくことを想定している。

（関調査交渉部長）

農業経営・就農支援体制整備推進事業について、改正農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備するとして新規要求されているが、地方農政局、北海道農政事務所、県域・地域拠点の関わりはどのようなのか。

（平山経営局総務課長）

農業経営・就農支援体制整備推進事業は、令和4年度予算「農業経営法人化支援総合事業」と同様のスキームで要求しているが、改正農業経営基盤強化促進法に農業経営・就農支援センターが位置付けられたことから、事業名を変更し新規要求している。

都道府県を交付先としている事業については、地方農政局・北海道農政事務所において交付事務を行っていただくことを想定しており、民間団体向け事業については、事業の執行・管理はいずれも本省にて実施することとしている。

また、地方農政局等及び県域・地域拠点には、本事業の現場への周知に協力をお願いしたいと考えており、地方課とも連携しながら、情報共有に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長）

農業農村整備事業〈公共〉について、昨年度に引き続き大幅な増額要求となっているが、人員が少ない中で超過勤務が常態化しており、超過勤務の縮減が政府全体の重要課題となっている中、工事及び監督事務の発注や非常勤職員の雇用など、業務の簡素・合理化等に必要な予算を要求しているのか。

また、必要な超過勤務予算は要求しているのか。

（神田農村振興局総務課長）

令和5年度農業農村整備事業関係予算のうち国営土地改良事業に係る予算については、事業の着実な推進を図る観点から前年度比120.3%の2,114億円を要求している。

また、国営土地改良事業所における業務の合理化等を図るため、現場技術業務による工事の発注、監督事務の支援や非常勤職員の雇用等に必要な予算額を要求するとともに、超過勤務手当については、国営事業所の業務実態等を踏まえ、業務遂行に必要な予算を要求している。

（轟調査交渉部長）

林業・木材産業循環成長対策について、木材需要に的確に対応できる安定的・持続可能な供給体制の構築のため、木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、木造公共建築物等の整備等や、再造林の低コスト化に向けた取組への支援等、森林資源の循環利用確立に向けた取組を総合的に推進するとして新規要求されているが、森林研究・整備機構の関わりはどのようになるのか。

（大竹林野庁林政課管理官）

本対策は、都道府県向け交付金が主であり、森林研究・整備機構とは直接関連がない事業が多いが、再造林低コスト化促進対策のうち優良種苗生産推進対策については、実施主体として民間団体等を公募するメニューがあり、森林研究・整備機構が応募し採択されれば事業実施主体になる可能性がある。また、その他にも事業を実施する過程で、機構の研究者から助言をいただく機会はあるものとする。

（轟調査交渉部長）

林業デジタル・イノベーション総合対策について、林業機械の自動化・遠隔操作化や木質系新素材等の開発・実証、森林資源情報のデジタル化の推進、ICT等を活用した生産管理の効率化、地域一体となってデジタル技術をフル活用し収益性の高い林業を実践する「デジタル林業戦略拠点」の構築に取り組むとして新規要求されているが、森林研究・整備機構の関わりはどのようになるのか。

（大竹林野庁林政課管理官）

本総合対策のうち、例えば戦略的技術開発・実証事業など、民間団体等を対象に実施主体を公募するものについては、森林研究・整備機構が応募し採択されれば事業実施主体になる可能性がある。また、その他にも事業を実施する過程で、機構の研究者から助言をいただく機会はあるものとする。

（轟調査交渉部長）

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化についてである。

水産資源調査・評価推進事業等として、水産資源調査において、水産研究・教育機構の漁業調査船「蒼鷹丸」の代船を建造することとしているが、代船建造予算は十分な要求となっているのか。

また、高まる水産資源調査のニーズへの対応や精度を高めるためには、調査船調査が不可欠であるが、老朽化する水産研究・教育機構船の計画的な修繕費、ドック経費などは確保されているのか。

（池田水産庁漁政課管理官）

漁業調査船「蒼鷹丸」の代船建造の予算については、代船の規模等に見合うものとして必要な額の要求を行っている。

また、ドック予算及び消耗・老朽部品等の交換・修理などの安全運航に必要な予算については、令和5年度当初予算において、船舶の運航及び安全性に支障がないよう、必要な予算の確保に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長）

外国漁船対策等について、漁業取締体制の強化として、悪質かつ巧妙化する外国漁船の違法操業等に対応するため、最新の取締機器の充実や老朽化した船舶設備の更新・整備等を進めるとしているが、高騰する燃油代等を含め必要な予算は確保されているのか。

また、漁業取締における陸上での研修・会議等に必要な旅費等は確保されているのか。

（池田水産庁漁政課管理官）

令和５年度要求においては、高騰する燃油代を考慮した漁業取締船の運航経費、整備費に加え、最新の取締機器の充実等取締体制を強化するために必要な予算を要求している。

また、研修や会議への出席を含めた漁業取締りに必要な旅費等についても、必要な予算を要求している。引き続き、万全な漁業取締りが実施できるよう、必要な予算の確保に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長）

統計関係についてである。

データ活用等による実測・実査業務の効率化の推進として、水稻調査において、人工衛星からの取得データ等を活用した効率的な作柄予測手法の検討、及び生産費調査について調査手法の効率化のための検討を行うとしているが、具体的にどのような検討を行うのか。

（玉原統計部管理課長）

水稻調査については、米の需給見通しなど、確度の高い統計値の提供が求められる９月２５日現在及び１０月２５日現在の水稻作況調査について、民間事業者が気象データ等から作柄を予測する手法の開発や実運用に向けた検証等を実施することとしている。また、生産費調査については、調査業務の効率化を図るため、税務申告情報や外部データを活用した新たな調査手法の開発や試行調査を実施するとともに、実運用に向けた検証等を実施することとしている。

（轟調査交渉部長）

独立行政法人の運営費交付金等についてである。

独立行政法人の運営費交付金について、この間、運営費交付金に係る「効率化係数」の廃止・除外経費等の拡大を求めてきたが、どのような要求となっているのか。

（高松農林水産技術会議事務局研究調整課管理官）

独立行政法人に交付される運営費交付金は国民から徴収された貴重な財源で賄われるものであるため、独立行政法人は運営費交付金を効率的に使用するよう努めることとされている。こうした中、農林水産省が所管する６法人については、次期中長期目標等の策定期期であった令和３年度要求において、平成１３年度の独立行政法人化以降、累次の中長期目標の改定の中で効率化目標を定めてきている状況に鑑み、引き続き効率化目標を盛り込みつつ、必要な業務経費の確保を行うべく要求を行ったところである。具体的には、各年度の業務の状況に応じて必要な経費を計上するとともに、知財収入等の自己収入のうち控除対象外となる項目及び効率化係数の適用除外となる経費の範囲の拡充などについて要求しているところである。

令和５年度についても、第５期中長期目標等を踏まえ、各法人の業務に支障がないよう、

事務・事業の推進を始め、施設等の修繕、職員の雇用に要する経費等の確保に必要な要求を行っているところである。

（轟調査交渉部長）

所管6法人の運営費交付金の概算要求について、各法人の業務に必要な人件費、老朽化した機械や研究機器の更新に係る業務経費などを含め、法人の意向を踏まえた要求額となっているのか。なお、家畜改良センターでは今年度の予算額を下回っているが、どのような理由なのか。

（高松農林水産技術会議事務局研究調整課管理官）

所管法人の運営費交付金については、中長期計画等の達成に向け各法人の業務に支障がないよう、当該年度の業務状況に応じた所要の経費や人件費、定年退職者の再雇用に必要な経費など、必要な額を計上している。

なお、家畜改良センターの概算要求額が今年度予算額を下回っている主な理由は、積算ルールに従い、必要額から前々年度となる令和3年度の人件費未使用分をマイナス調整し要求したことによるものである。

（轟調査交渉部長）

所管6法人の施設整備費補助金について、法人からの要求を踏まえた要求額となっているのか。なお、国際農研では今年度の予算額を下回っているが、どのような理由なのか。

（高松農林水産技術会議事務局研究調整課管理官）

所管法人の施設整備費補助金については、各法人からの要望を踏まえ、各法人における事務・事業の円滑な推進に向け、優先順位の高いものから計画的に整備が進められるよう、必要な予算額を要求している。

なお、国際農林水産業研究センターの施設整備費補助金の概算要求額が今年度予算額を下回っている理由は、施設改修を2カ年の計画で要求し、その初年度に設計等の経費を要求したことによるものである。

（轟調査交渉部長）

これまで、農研機構のフルタイム再雇用に係る人件費の確保を求めてきたが、法人の意向に基づく要求となっているのか。

また、運営費交付金等については、非常に厳しい査定減額を受けた経緯があることから、2023年度予算概算要求においては満額確保となるよう最大限の対応を求める。

（高松農林水産技術会議事務局研究調整課管理官）

令和5年度概算要求における農研機構の再雇用職員の雇用に要する経費については、農研機構からの要求額を計上している。

また、農研機構の運営費交付金等については、厳しい財政状況の中ではあるが、必要な経費の確保に努めてまいりたい。

（轟調査交渉部長）

同一労働同一賃金を含む働き方改革関連法により、非常勤職員等に対して国は非常勤職

員に対する給与の支給の指針に基づき職員に準じた一時金を支給しているなかで、所管5法人では初年度となる2020年度から予算の確保状況が異なってきたが、各法人からの要求を踏まえた要求額を計上しているのか。

（高松農林水産技術会議事務局研究調整課管理官）

非常勤職員等の雇用・賃金の対応については、各法人において判断されるものであるが、概算要求に当たっては、各法人からの要望を踏まえ、必要な予算額を要求している。

（三宅秘書課人事企画官）

以上をもって、第1部を終了する。

当局側として第1部のみの対応となる押切予算課長、玉原統計部管理課長、高山輸出・国際局総務課長、高松農林水産技術会議事務局研究調整課管理官は退席する。

（退 席：押切予算課長、玉原統計部管理課長、高山輸出・国際局総務課長、
高松農林水産技術会議事務局研究調整課管理官
新規着席：横田地方課管理官、石橋輸出・国際局総務課管理官）

それでは、第2部を始める。まず、第2部のみの出席者を紹介する。当局側として、横田地方課管理官、石橋輸出・国際局総務課管理官である。

「令和5年度組織・定員要求」について、説明させていただく。

お手元の「令和5年度組織・定員要求について」をご覧ください。

令和5年度組織・定員要求については、食料安全保障の強化、「みどりの食料システム戦略」の推進、農林水産物・食品の輸出促進等の農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため、大きく3つの観点から要求を行っている。

1点目は「食料安全保障の強化及び農政改革の更なる推進に向けた体制の強化」についてである。

まず、①については、化学肥料原料の海外からの安定供給の確保や、堆肥等の国内資源の有効活用を推進するため、農産局農産政策部技術普及課に「肥料安定供給確保調整官（仮称）」を設置する要求を行うほか、国内外における食料の需給実態を迅速かつ的確に把握・分析し、正確な情報発信のための体制を強化する要求を行っている。

②については、先の通常国会で成立した「みどりの食料システム法」が施行され、来年度より予算・税制・金融等の支援措置の本格運用が始まることから、現場を支援する地方組織の体制を強化する要求を行っている。また、同様に、先の通常国会で成立した「改正農業経営基盤強化促進法」についても、地域における目標地図を含む地域計画の策定や目標地図の実現に向けた取組を支援する体制を強化するための要求を行っている。

③については、農林水産物・食品輸出5兆円目標の達成に向け、現在、輸出先国において輸出拡大の支援を行う輸出支援プラットフォームの形成を進めているが、こうした輸出

先国における取組を日本から司令塔として支援するための体制整備を図るため、輸出・国際局国際地域課に「海外連携推進室（仮称）」を設置する要求のほか、輸出証明書の発給体制や地理的表示の不正使用の監視体制を強化するための要求を行っている。

④については、近年の自然災害の頻発化・激甚化を踏まえ、農地・農業用施設の防災・減災化など、国土強靱化を図る体制を強化するための要求を行っている。

⑤については、家畜伝染病や病害虫に対する水際検疫の適切な実施及び国内侵入時のまん延防止のための体制を強化するための要求を行っている。

⑥については、令和9年に横浜で開催予定である国際園芸博覧会の開催に向けた国内外の調整を指揮するため、農産局園芸作物課に「国際園芸博覧会調整官（仮称）」を設置する要求を行っている。

2点目は「森林・林業・木材産業によるグリーン成長の実現に向けた体制の強化」についてである。

まず、①については、エリートツリーを活用した再造林の加速化や先進的な技術の現場実装による林業のデジタル化などにより、カーボンニュートラルの実現やウッドショックのような状況に対応するため、安定的かつ持続的な国産材供給が可能となるよう、体制強化を図るための要求を行っている。

②については、先の通常国会で成立した「改正宅地造成等規制法」通称「盛土規制法」や保安林・林地開発許可制度の適切な運用の強化を図るため、林野庁森林整備部治山課に「保安林・盛土対策室（仮称）」を設置する要求を行っている。

3点目は、「適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化」についてである。

まず、①については、新漁業法に基づく新たな資源管理システムの構築を推進する中、クロマグロ等に係るIQ管理の円滑な実施を確保できるよう、体制強化を図るための要求を行っている。

②については、我が国漁船の操業の安全を確保するため、大和堆周辺、オホーツク海、北部太平洋等の我が国周辺水域における外国漁船の動向把握等を迅速かつ的確に実施できるよう、体制強化を図るための要求を行っている。

定員要求数については、期限付き26人を含む前年度と同数の410人を要求しており、その内訳は、食料安全保障の強化及び農政改革の更なる推進に向けた体制の強化関係が246人、森林・林業・木材産業によるグリーン成長の実現に向けた体制の強化関係が82人、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化関係が23人、そのほか農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため、スマート農業等の推進のための体制整備、デジタル変革の推進体制の整備、国庫帰属土地制度への対応に向けた体制

整備等の要求が 59 人となっている。

なお、地方出先機関においては、前年度を上回る 351 人の新規増員を要求しており、そのうち地方農政局・北海道農政事務所における要求数については、前年度を上回る過去数年で最も多い 221 人となっている。

また、これらの要求とは別に、経済安全保障推進法の着実な施行等に関する事項要求を行っている。

（渡邊書記長）

今回の組織・定員要求については、今ほど説明があったが、国際情勢を踏まえた食料安全保障の強化等と農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため本省と地方組織が一体となった体制整備を図るなど、農林水産施策を円滑に推進するために必要な組織・定員要求と受け止める。

しかし、連年にわたる定員削減により各職場では最大の課題となっている人員不足を改善するためには、前年度を上回る定員要求を行うなど積極的な対応が必要であったと考える。なお、地方出先機関の定員要求が前年度を大幅に上回る要求となっていることは、この間の私達の要求を踏まえたものと受け止める。定員純減が続く中で、新規増員の確保は極めて重要であり、満額確保に向けた対策強化を求める。

さらに、国営土地改良事業所等では慢性的な超過勤務の実態の中で、多発する自然災害に対する防災・減災、国土強靱化への対応、植物防疫所及び動物検疫所では入国制限が緩和される中での検疫体制の強化、漁業調整事務所では悪質・巧妙化する外国漁船の取締強化などが求められており、必要な人員の確保や欠員の補充が重要であり、組合員が将来にわたって安心して働きがいのある職場となるよう要請する。

私からは、以上を申し上げ、具体的内容について、担当より伺う。

（関調査交渉部長）

2023 年度組織・定員要求についてである。

食料安全保障の強化、「みどりの食料システム戦略」の推進、農林水産物・食品の輸出促進等の農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するための所要の体制整備について示されているが、それ以外の本省や地方組織の部や課等の統合・新設などの組織改編などの要求はどうなっているのか。

（三宅秘書課人事企画官）

機構要求については、冒頭説明した要求内容のほか、安全な飼料及び飼料添加物並びに動物用医薬品を持続的に安定供給するための体制整備として、消費・安全局畜水産安全管理課に飼料・薬事室（仮称）を設置する要求を行っている。

次に、令和 4 年度組織・定員要求において、他分野との連携のもと、農山漁村の地域資源を活用した新事業や付加価値の創出を図る「農山漁村発イノベーション」の推進のため、本省では、大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課から農村振興局農村政策部都市農村交流課に六次産業化及び地産地消に係る業務・定員を移管したところである。

地方農政局においても同様の体制を整備するため、令和 5 年度組織・定員要求において、

六次産業化及び地産地消に係る業務・定員を経営・事業支援部地域食品・連携課から農村振興部に移管することとし、新たに、農村振興部都市農村交流課（仮称）を設置する要求を行っている。

また、都市農村交流課（仮称）においては、六次産業化及び地産地消に係る業務のほか、現在、農村振興部農村計画課が行っている農泊推進、農福連携対策に係る業務等も行うため、併せて農村計画課から都市農村交流課（仮称）への業務・定員を移管する要求を行っている。

これに伴い、経営・事業支援部地域食品・連携課を廃止することとし、農商工連携など地域連携業務を食品産業振興施策と一体的に進めるため、地域連携に係る業務・定員を経営・事業支援部食品企業課へ、また、G I 等の知的財産業務を輸出促進業務と一体的に進めるため、知的財産に係る業務・定員を経営・事業支援部輸出促進課へ移管する要求を行っている。

次に、北海道漁業調整事務所において、業務執行体制の強化を図るため、総務課を廃止し次長を設置する要求を行うとともに、瀬戸内海漁業調整事務所において、漁業取締体制の強化及び資源管理の高度化を図るため、指導課を廃止し漁業取締課を設置する要求を行っている。

（関調査交渉部長）

消費・安全局畜水産安全管理課に飼料・薬事室（仮称）を設置するとしているが、その規模はどのようになっているのか。

（平中消費・安全局総務課長）

飼料・薬事室（仮称）については、畜水産安全管理課の既存体制にある 8 班を新室に移管し、1 室長・8 班体制での要求を行っている。

（関調査交渉部長）

今回要求している本省及び地方農政局等の機構要求の財源について、どのようになっているのか。

（三宅秘書課人事企画官）

本省の機構要求については本省内の振替要求等となるものと考えており、地方農政局等の機構要求は地方農政局等内の振替要求等となるものと考えている。

（関調査交渉部長）

食料安全保障の強化に向け、肥料の安定供給体制の構築、堆肥等の国内資源の有効活用を推進するため、農産局農産政策部技術普及課に肥料安定供給確保調整官（仮称）を設置するとしているが、事項要求としている経済安全保障に係る定員要求はないのか。また、食料安定供給に関する情報の収集・分析・発信のための体制を強化するとしているが、具体的にはどのような体制強化を考えているのか。

（三宅秘書課人事企画官）

事項要求としている経済安全保障に係る要求については、定員要求を行うべく調整して

いるところである。

また、世界的な食料需要の拡大やウクライナ侵攻等により、我が国の食料の安定供給へのリスクが高まっており、これに的確に対応するため、食料の価格及び供給動向や消費者動向に関する地方を含めた情報収集能力及びリスク分析の強化、それらに基づく対策構築、更には消費者への情報発信の強化等を図るため、本省及び地方農政局等において必要な増員要求を行っている。

（関調査交渉部長）

「みどりの食料システム戦略」を着実かつ強力に推進するため、現場を支援する地方組織の体制を強化するとともに、農地の集約化を進めるため、改正農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の策定を推進する体制を強化するとしているが、具体的にはどのような体制強化を考えているのか。地方農政局等及び地域拠点に関する要求も含まれているのか。

（久保みどりの食料システム戦略グループ長）

「みどりの食料システム戦略」については、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として、令和3年5月に戦略を策定したところである。

また、調達・生産から消費までの各関係者の行動変容を促すための新たな法制度として、本年4月に「みどりの食料システム法」を創設し、7月に施行したところである。

今後、法律の施行に伴い、戦略の実現に向け、関係者間の基本理念の醸成を図りつつ、戦略に基づく取組の拡大を図るため、国として、本省から地方農政局等まで組織が一体となった制度対応が求められるほか、令和5年度からは、予算・税制・金融等の支援措置の本格運用が始まるため、現場を動かすための体制を強化する必要があることから、地方農政局等における必要な増員要求を行っている。

（平山経営局総務課長）

本年5月に成立した「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」により、これまでの人・農地プランに替えて、地域農業の将来の在り方と目標地図からなる地域計画を施行日から2年以内に策定することとされたところである。

このため、各地域において地域計画の策定や本計画に基づく農地の集約化等の取組が着実かつ円滑に進むよう、進捗状況に応じた指導・助言、補助事業の執行等きめ細かな対応を行うための体制を本省及び地方農政局に整備するものである。

（関調査交渉部長）

輸出5兆円目標の達成に向け、海外の支援体制の強化を図るため輸出・国際局国際地域課に海外連携推進室（仮称）を設置するとしているが、その規模はどのようなになっているのか。また、輸出証明書の発給体制や地理的表示の不正使用の監視体制を強化するとしているが、具体的にはどのような体制強化を考えているのか。

（石橋輸出・国際局総務課管理官）

輸出5兆円目標の達成に向け、現在、在外公館とジェトロ海外事務所等が連携し、輸出先国において輸出拡大の支援を行う輸出支援プラットフォームの形成を進めており、令和5年度までには8カ国・地域において設立したいと考えている。

海外連携推進室（仮称）は、輸出支援プラットフォームの設置・運営を進めるにあたって日本側で司令塔となる組織として設置するものであり、1 室長、2 班体制要求を行っている。

また、輸出証明書の発給体制については、輸出証明書の発給件数の増加に対応するための体制強化、地理的表示の不正使用の監視体制強化については、現地調査や立入等を迅速に行うための体制整備として、地方農政局等における必要な増員要求を行っている。

（関調査交渉部長）

農地・農業用施設に係る豪雨等による自然災害に対する防災・減災、国土強靱化を図るための体制を強化するとしているが、具体的にはどのような体制強化を考えているのか。

（横田地方課管理官）

近年頻発する自然災害等への対応体制を強化するため、令和5年度は、頻発・広域化する災害に対して全国的な体制強化の実現に向け、北陸、東海、近畿の地方農政局及び北海道農政事務所の企画調整室においても災害対策調整係長を増員する要求を行っている。

（神田農村振興局総務課長）

農地・農業用施設に係る防災・減災や国土強靱化を図るため、災害復旧の迅速化、地方自治体が行う災害復旧支援、防災重点農業用ため池の防災工事推進、突発事故復旧の取組推進、既存ダムの洪水調節機能強化、田んぼダムの取組推進、国営造成施設の監視体制強化等のための体制整備に必要な増員要求を行っている。

（関調査交渉部長）

アフリカ豚熱等の家畜伝染病や病害虫に対する国内防疫及び水際検疫の適切な実施に向けた体制を強化するとしているが、本省、植物防疫所及び動物検疫所において、具体的にどのような体制強化を考えているのか。

（平中消費・安全局総務課長）

植物防疫所においては、植物防疫法改正に伴う新たな業務に向けた体制整備、地方空港を含めた空港での水際検疫の体制強化に係る増員要求を行っている。

動物検疫所においては、旅客が持ち込む畜産物や郵便物によるアフリカ豚熱等の家畜伝染病の侵入防止や輸出促進に向けた体制作りのため、それぞれ必要な増員要求を行っている。

（関調査交渉部長）

2027 国際園芸博覧会の開催に向けた国内外の調整を指揮するため、農産局園芸作物課に国際園芸博覧会調整官（仮称）を設置するとしているが、2027 国際園芸博覧会の開催に向けたその他の体制強化はどのように考えているのか。

（高橋農産局総務課長）

政府出展の内容や、出展者を優遇するための税制特例等の検討・調整、検疫・通関ルール等の国際機関との調整、各国への出展招請など、博覧会の準備・運営に向けた取組が本格化する中、国際園芸博覧会調整官の下に、課長補佐及び係長を配置することにより、国

際園芸博覧会の準備・運営を円滑に進める体制を強化することとしている。

（関調査交渉部長）

カーボンニュートラルの実践や安定的かつ持続的な国産材供給体制の構築に向けた体制を強化するとしているが、具体的にはどのような体制強化を考えているのか。

（大竹林野庁林政課管理官）

森林・林業・木材産業のグリーン成長の実現に向けて、カーボンニュートラルの実践や安定的かつ持続的な国産材供給体制の構築を図るため、再造林の加速化、林業のデジタル化やイノベーションの推進、森林・林業・木材産業分野への投資促進、川上から川下までの連携強化等による国産材の安定供給体制の構築、建築用木材への国産材の転換の加速化等の体制整備に必要な定員について増員要求を行っている。

（関調査交渉部長）

森林地域における盛土等による災害の防止を図るため、林野庁森林整備部治山課に保安林・盛土対策室（仮称）を設置するとしているが、その規模はどのようなになっているのか。

（大竹林野庁林政課管理官）

保安林・盛土対策室（仮称）の新規設置に当たり、統括を担う「保安林・盛土対策室長」と、盛土対策について都道府県等への指導等を担う「課長補佐」を、それぞれ新規に要求している。

また、治山課の既存体制にある企画班、保安林管理班及び盛土対策班の３班を新室に移管し、１室長・４班体制により、森林地域における盛土等による災害の防止に向けた取組を強力に推進していくものである。

（関調査交渉部長）

新漁業法に基づく新たな資源管理システムの構築を推進する中、クロマグロ等に係るＩＱ（漁獲割当て）による管理を円滑に実施するための体制を強化するとしているが、具体的にはどのような体制強化を考えているのか。

（池田水産庁漁政課管理官）

新漁業法に基づく新たな資源管理システムを推進する中、クロマグロ等のＩＱ管理について、各漁船における消化状況を把握するとともに、割当量の移転手続きを円滑に実施する等管理体制を整備する必要がある、所要の定員を要求している。

（関調査交渉部長）

我が国漁船の操業の安全を確保するため、大和堆周辺、オホーツク海、北部太平洋等の我が国周辺水域における外国漁船の動向把握や遵守事項の確認を迅速かつ的確に実施するための体制を強化するとしているが、具体的にはどのような体制強化を考えているのか。

（池田水産庁漁政課管理官）

我が国と北朝鮮、中国、ロシア等の近隣諸国との関係が変化する中で、我が国漁船の安全な操業が確保できるよう、漁業取締船に乗船し、外国漁船等の動向把握、海上保安庁巡

視船や漁業取締本部・支部との連絡調整等を迅速かつ機動的に行うための体制整備等を行う必要があり、所要の定員を要求している。

（関調査交渉部長）

定員削減・新規増員についてである。

2023 年度の新規増員要求は、前年の要求と同数の 410 人となっているが、昨年以上の新規増員要求とならなかった理由は何か。特に、「令和 5 年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」では水際対策を含む C I Q に係るものは除かれているなかで、水際対策を担う植物防疫所及び動物検疫所を大幅に増員要求し、410 人を超えることは可能ではなかったのか。

（三宅秘書課人事企画官）

新規増員の要求数については、本年 7 月 29 日の内閣総理大臣決定である「令和 5 年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」において、「前年度要求数と同数以下となるよう、厳しく抑制する。」とされており、C I Q 関係を含め、当省として要求できる最大限の数を要求している。

なお、これらの要求とは別に、経済安全保障推進法の着実な施行等に関する事項要求を行っている。

（関調査交渉部長）

新規増員要求の内訳は、部局・機関別毎にどのようなになっているのか。

また、時限要求は、昨年とほぼ同様の 26 人としているが、その内訳と理由、時限年次は、どのようなになっているのか。

（三宅秘書課人事企画官）

部局・機関別毎の新規増員要求数に関して、本省庁分は、大臣官房 11 人、新事業・食品産業部 5 人、統計部 1 人、消費・安全局 3 人、輸出・国際局 2 人、農産局 4 人、経営局 4 人、農村振興局 1 人、技術会議事務局 1 人、林野庁 11 人、水産庁 16 人である。また、地方出先機関分は、植物防疫所 21 人、動物検疫所 31 人、動物医薬品検査所 1 人、地方農政局 194 人、北海道農政事務所 17 人、農地事業所 10 人、森林管理局及び森林管理署 71 人、漁業調整事務所 6 人である。

このうち、期限付きの要求に関しては、令和 6 年度末期限が、人・農地関連施策推進のための体制整備で地方農政局に 14 人、令和 9 年度末期限が、2027 国際園芸博覧会のための体制整備で農産局に 2 人、2.4.5-T 系埋設除草剤の掘削処理に向けた体制整備で林野庁に 1 人、森林管理局に 3 人、漁業取締体制の強化のための体制整備で漁業調整事務所に 6 人の合計 26 人である。

（関調査交渉部長）

農林水産省における 2020 年度からの 5 年間の定員削減数は、2,820 人から自律的再配置分 815 人を除いた 2,005 人であるが、2023 年度の定員削減はどうなるのか。

また、自律的再配置の活用は、どのように考えているのか。

（三宅秘書課人事企画官）

令和元年6月28日の内閣人事局長通知である「令和2年度から令和6年度までの定員合理化目標数について」において、「計画期間の各年度において、合理化目標数（業務改革に係るものを除く）の1／5の員数の定員を合理化する」とされており、令和5年度の定員合理化目標数は401人となる。

また、令和5年度における自律的再配置については、地域における政策の推進に貢献するための効率的なデータ整備・分析、指導等を進め、データに基づく施策立案の推進を図るための体制整備等により、130人の要求を行っている。

（関調査交渉部長）

内閣人事局が9月7日公表した「令和5年度機構・定員等の要求状況について」では、多くの省庁が減員を上回る定員要求をしているのに対し、農林水産省のほか内閣府の一部機関だけが、要求時点で減員数が時限増員を除く増員数を上回る要求となっている。今後大幅な増員要求を行うことなく、このような状況が続くのであれば、現行の定員削減計画期間中、農林水産行政に必要な定員を確保することができないと考えるが、農林水産省としてはどのような認識なのか。

また、今後、どのような対策を講じる考えなのか。

（三宅秘書課人事企画官）

内閣人事局の公表資料に記載の新規増員要求数には時限増員数は含まれておらず、これを加えると、当省の新規増員要求数は昨年同数の410人であり、減員数を上回っている。また、これらの要求とは別に、経済安全保障推進法の着実な施行等に関する事項要求を行っており、農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため、当省として必要な定員を要求している。

（関調査交渉部長）

今後必要となる体制整備等の検討にあたっては、引き続き前広な情報提供等を求める。

定年退職者の再任用、新規採用、社会人採用、定年の段階的引上げについてである。

農林水産省の厳しい定員事情のなか、県域・地域拠点においてはフルタイム再任用を希望しても殆どが短時間再任用となっている。来年4月からは定年引上げがスタートするが、制度完成までの間は暫定再任用制度の下での再任用となる中で、職員の希望どおりのフルタイム再任用を配置するため、どのように対応するのか。

（河南秘書課長）

フルタイム再任用の配置については、職員が培ってきた知識・経験を有効に生かせるよう、各県域・地域拠点における定年引上げ後の欠員状況を勘案しつつ、人事企画の中で他の人事と同様に、本人の希望や業務経験等を総合的に勘案しながら、雇用と年金の接続が確実に行われるよう対応してまいりたい。

（関調査交渉部長）

行政職（二）、医療職及び海事職について、希望どおりの再任用ができるのか。

（河南秘書課長）

令和４年度においては、行政職（二）職員２人、海事職（一）職員２人、海事職（二）職員３人のフルタイム再任用を実施したところであり、それぞれの職種の欠員状況、職員としての業務経験を踏まえ、適切に実施してまいりたい。

（関調査交渉部長）

国営土地改良事業所等についてである。

次年度の事業所、建設所、支所の新設・閉鎖は、どのようになっているのか。

（神田農村振興局総務課長）

令和５年度に新たに２事業所のほか、明治用水頭首工の本復旧工事を行うための建設所の設置を要求しているところである。

他方、廃止事業所等は、１事業所及び６支所について廃止することとしており、これまで同様、事業所の閉鎖が円滑に行えるよう努めてまいりたい。

（関調査交渉部長）

国営土地改良事業所等では、この間も一人当たりの業務量が増加し超過勤務は上限規制の特例扱いまでせざるを得ない状況となっている。その最大の原因は、絶対的な人員不足であるが、昨年より５名少ない要求となっている理由は何か。１０名の要求数は、これらの課題が解消される定員要求となっているのか。

（神田農村振興局総務課長）

国営土地改良事業所等については、厳しい定員事情の中ではあるが、業務量増加の要因となる近年の自然災害の頻発化・激甚化や老朽化施設の増加等に対応するため、突発事故復旧の取組推進、既存ダムの洪水調節機能強化、国営造成施設の監視体制強化等に必要な増員要求を行ったところであり、必要な定員が確保できるよう対応してまいりたい。

（関調査交渉部長）

植物防疫所及び動物検疫所についてである。

植物防疫所において昨年より２人増の２１人を、動物検疫所においては昨年より１名増の３１人に止まっているが、その理由は何か。コロナ禍での入国制限が緩和されるなかで、海外でのアフリカ豚熱の発生などによる輸出入検疫体制の強化、輸出促進等に伴う検疫業務が増加している。ＣＩＱ関係として大幅な増員要求が必要と考えるが、外国来郵便物の検疫強化及び国内防疫措置を含め十分に対応可能な定員要求となっているのか。

（平中消費・安全局総務課長）

植物防疫所においては、植物防疫法改正に伴う新たな業務に向けた体制整備、訪日外国人旅行者の増加に伴う輸入検疫業務の体制強化など、的確な業務遂行に向けて必要な業務量を踏まえ、増員要求を行っている。

動物検疫所においては、旅客が持ち込む畜産物や郵便物によるアフリカ豚熱等の家畜伝染病の侵入防止や輸出促進に向けた体制整備、国内防疫措置への対応のため、それぞれ必要な増員要求を行っている。

（関調査交渉部長）

両職域においては、引き続き、定員枠があっても実際には要員として配置されていないケースや育児休業等に対する代替要員の確保もままならないケースも見受けられるが、確実な人員配置が行えるのか。

また、昨年の新規増員要求に伴う人員は、この10月から確実に配置できるのか。

（平中消費・安全局総務課長）

人員が限られる中で、各所の業務執行体制、業務量等を勘案して配置しているところである。今後の人員配置についても、業務執行体制、業務量等を十分精査した上で、適切に対応するとともに、中途採用の実施、代替要員の採用については獣医・畜産関係機関のウェブサイトへの掲載等を行うなどにより、人員の確保に努めてまいりたい。

また、引き続き業務量等を勘案しながら人員の調整や応援体制を維持できるよう努めてまいりたい。

（関調査交渉部長）

漁業調整事務所についてである。

漁業調整事務所は、昨年と同数の6人の要求となっているが、全てが時限要求となっている理由は何か。

（池田水産庁漁政課管理官）

漁業調整事務所の定員要求については、各々の管轄海域において我が国漁船の安全な操業が確保できるよう、漁業取締船に乗船し、外国漁船等の動向把握、海上保安庁巡視船や取締本部・支部との連絡調整等を迅速かつ機動的に行うために必要な定員を要求しているところであるが、韓国、中国等近隣諸国との漁業交渉等の進展次第で外国漁船の操業状況等が流動的なことから、当面、令和9年度までの時限要求となったものである。

（関調査交渉部長）

漁業取締り体制の強化を図るなか、漁業監督官並びに船舶職員（海事職）の確実な確保や欠員の早期解消が急務であるが、どのように体制整備を図っていくのか。

（池田水産庁漁政課管理官）

漁業監督官、船舶職員の欠員については人事異動等により早期に解消するよう努めてまいりたい。

（関調査交渉部長）

これまでも、悪質・巧妙化する外国漁船に対する漁業取締時の安全を確保するため官船・用船における漁業監督官の複数乗船体制の確立や船舶職員の確保を求めてきたところであるが、十分に対応可能となる定員要求となっているのか。

また、乗組員が不測の事態に安心して下船することができるよう、十分な船舶予備員の増員要求を行っているのか。

（池田水産庁漁政課管理官）

令和5年度に漁業監督官の増員要求はないが、我が国漁船の安全な操業を確保するため

漁業監督官とともに乗船する人員を要求しており、これまでと同様に複数名の乗船体制の確立に向けて努めてまいりたい。

船舶職員については、レーダーや船舶自動識別装置等の衛星情報を解析することにより、外国漁船の行動予測等を行うために必要な定員を要求している。

船舶予備員については、病気などにより欠員が生じた場合の交代要員として位置付けられ、その充実が必要なものと認識しており、白鷺丸、鳳翔丸の増隻の状況を踏まえ、所要の定員を要求している。病気等により下船者が発生した場合には、速やかに予備員を派遣するなど、できる限りの対応を行っており、今後とも、船の運航に支障が生じることはないよう対応してまいりたい。

（関調査交渉部長）

級別定数改定要求についてである。

行政職（一）の３級・４級・５級定数拡大、地方農政局専門職の４級・５級定数の拡大、行政職（二）の本省５級定数、地方農政局の４級定数の拡大、専門行政職の２級・３級・４級定数の拡大、などを要求してきたところである。また、地方農政局の組織再編により県域拠点も管区機関に位置付けられることとなったが、級別定数の改定要求はどのようなになっているのか。

なお、この間も行政職（二）の運用基準の緩和、海事職（一）及び（二）、医療職（三）の昇格基準の緩和を求めてきたところである。これらの処遇改善が図られる級別定数改定となるよう、最大限の対応を要請する。

（河南秘書課長）

級別定数改定に関しては、職員の処遇改善の観点から、行政職（一）については、年齢構成上多数の職員が偏在する４級から６級の中位級を重点的に要求した。地方農政局県域拠点については、級別標準職務表上の管区機関としての位置付けや職責の高まり等を踏まえ定数拡大を、行政職（二）、専門行政職及び海事職についても、定数拡大を要求したところである。

なお、行政職（二）の運用基準、海事職及び医療職（三）の昇格基準に関し、弾力的な運用を行えるよう、引き続き人事院に要望してまいりたい。

（渡邊書記長）

予算概算要求及び組織・定員要求について、それぞれ説明いただいたが、今後は、査定省との間において厳しい折衝が予想される。

私たち全農林の組合員は、農林水産行政を円滑に遂行するため、コロナ禍にあっても、あらゆる職場で、昼夜を分かたず懸命に努力している。良い仕事をするためには整備された良い労働環境が前提であり、そのために必要な予算・定員の確保を求めている。

持続可能な農林水産業の推進に向け、本省・地方が一体となって対応していくためにも、今回の定員要求数を確実に確保することを第一義に、最低限、他省庁並みに確保するよう当局の最大限の努力を要請する。とりわけ、地方農政局等の定員要求が２００人を超える要求となっていることは評価しているが、ここが査定で大幅に切り込まれることがないよう求める。私達、労働組合としても年末の政府決定までの間、改めて要請書を提出するとともに、予算・定員の確保に向け、様々な取組を展開していくこととしている。

最後に、人員が減少する中で、本年度における業務運営改善も重要な課題であることが

ら、別途、点検・意見集約を行うので、現場の意見を真摯に受け止め、実効ある業務の効率化が図られるよう、当局の誠意ある対応を求める。

（河南秘書課長）

本日は、令和５年度農林水産予算概算要求の概要、組織・定員要求等について意見交換させていただいた。各職場における業務運営上の課題については、職員からの意見等を踏まえ真摯に対応していきたい。

今後とも、食料安全保障の強化、「みどりの食料システム戦略」の推進、農林水産物・食品の輸出促進等の農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するために必要な予算、組織・定員の確保に努めるとともに、現場の取組をしっかりと後押しすべく、本省・地方機関が一体となって対応していくので、引き続き御協力願いたい。

（三宅秘書課人事企画官）

以上をもって、令和４年度第１回労使間意見交換会を終了する。

以 上